

議案第29号	三田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
介護保険課	介護保険法施行令の一部改正等に伴い、平成24年度から平成26年度までの保険料率を改定するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【趣 旨】 介護保険法第117条により3年ごとに策定する介護保険事業計画の見直しにおいて、国の介護報酬の改正等を受けて作成する平成24年度から26年度までの介護給付費見込みに基づき、平成24年度から26年度までの第1号被保険者の介護保険料の改定を行う必要が生じた。

また、介護保険法施行令の一部改正（平成23年政令第376号等）に伴い、第1号被保険者保険料率について必要な改定を併せて行い、本市介護保険条例及び同条例施行規則について、必要な改正を行うものである。

【関係法令】 介護保険法第129条（保険料）、介護保険法施行令第39条

【内 容】

<現行>

段階	課税状況	所得等	保険料(年額)
第1段階	世帯 非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	25,840円
第2段階		合計所得金額 80万円以下	25,840円
第3段階		+公的年金等収入金額 80万円超	38,760円
第4段階(軽減)	本人 非課税	80万円以下	45,220円
第4段階【基準額】		80万円超	51,680円
第5段階	課税層	125万円未満	58,140円
第6段階		合計所得金額 125万円以上200万円未満	64,600円
第7段階		200万円以上	77,520円

<改正後>

段階	課税状況	所得等	保険料(年額)
第1段階	世帯 非課税	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者	27,930円
第2段階		80万円以下	27,930円
第3段階(軽減)		合計所得金額 +公的年金等収入金額 80万円超120万円以下	34,910円
第3段階		120万円超	41,890円
第4段階(軽減)	本人 非課税	80万円以下	48,870円
第4段階【基準額】		80万円超	55,860円
第5段階	課税層	125万円未満	62,840円
第6段階		合計所得金額 125万円以上190万円未満	69,820円
第7段階		190万円以上400万円未満	83,790円
第8段階		400万円以上	97,750円

【施行期日】 平成24年4月1日

【予算措置】 平成24年3月議会に平成24年度介護保険事業特別会計歳入予算（現年保険料）として計上